

令和5年5月2日

保護者様

豊田市教育委員会

5月8日からの学校における新型コロナウイルス感染症 対策について（お知らせ）

日ごろから皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき誠にありがとうございます。

このたび、新型コロナウイルス感染症は、5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症へ変更され、学校における感染対策も下記のとおり変更となります。豊田市内や学校の感染者数が増えた場合には、対策を変更する場合があります。その際は、連絡させていただきます。

学校での感染対策は変更しますが、感染拡大を防止するためには、今後も**ご家庭の協力が重要**となりますので、お子様の安心・安全な教育環境の確保にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 出席停止について

お子さんが、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、今後は以下のとおり出席停止とします。なお、出席停止後に登校する際には、治ゆ証明書・検査結果の証明書などの書類の提出は不要です。

出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

（無症状の場合、検体を採取した日から5日を経過するまで。）

（期間の数え方）

発症した日（無症状の場合は検体を採取した日）を0日目とし、翌日からの日数を数えます。

症状が軽快した日、その日は日数に数えず、翌日から日数を数えます。

そのため最短で**6日目**から登校できます。

（無症状の場合も、6日目から登校できます。）

	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目
1日目に軽快	発症	軽快	軽快後 1日				登校可		
2日目に軽快	発症	症状 継続	軽快	軽快後 1日			登校可		
3日目に軽快	発症	症状 継続	症状 継続	軽快	軽快後 1日		登校可		
4日目に軽快	発症	症状 継続	症状 継続	症状 継続	軽快	軽快後 1日	登校可		
5日目に軽快	発症	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 継続	軽快	軽快後 1日	登校可	
6日目に軽快	発症	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 継続	軽快	軽快後 1日	登校可

（出席停止後の登校における注意事項）

発症後10日間を経過するまでは、ウイルス排出の可能性がありますので、お子さんの体調を見ながら、不織布マスクの着用にご協力をお願いします。また、咳やくしゃみがある場合もマスク着用や咳工チケットにご協力をお願いします。

裏面につづく

2 同居のご家族が感染した場合について

5月8日からは、同居ご家族が感染されても、お子さんは「濃厚接触者」に特定されません。また、外出等行動を制限されることもありません。

そのため、5月8日からは、お子さん自身に症状がない場合は、登校を許可します。その際は、同居のご家族の発症日を0日として、7日目まではマスク着用にご協力をお願いします。

症状があるなど感染が疑われる場合は、「出席停止」としますので、登校は控え、学校にご連絡ください。

その他、症状がなくても今まで通り学校を休ませたい場合については、同居のご家族の発症日を0日として5日間は「出席停止」としますので、学校にご相談ください。

3 発熱やのどの痛み、せきなど普段と違う症状がある場合について

「健康観察カード」の提出を5月8日以降不要とします。

なお、お子さんに発熱やのどの痛み、せきなど普段と違う症状があった場合には、無理に登校せず、医療機関に受診することをご検討ください。受診された場合は、学校が受診状況を確認し、受診結果に応じて、出席停止等の対応をします。

4 学級閉鎖等について

学校における感染拡大を抑制するため、教育委員会と学校が連携し以下の基準に基づいて、必要であれば、学級閉鎖等を実施します。期間は、土日祝日を含めた3日程度を目安としますが、感染拡大が収まらない場合は、延長します。

以下の基準を満たさないなど、校内で陽性者が判明しても実施しない場合もあります。

【学級閉鎖】

- ① 直近3日間で、感染者及び未診断の風邪等の症状を有する人が、合わせて学級の 15%以上いる場合
(ただし、学級の人数が20人未満の場合は、3人以上。感染経路が明らかに学校と関係のない場合や感染させる可能性がある期間に登校していない感染者については除く)
- ② その他、必要と判断した場合

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【臨時休校】

- 複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

5 その他の感染対策について

以下の感染対策は引き続き行なっていきます。

- ・咳やくしゃみをする際の「咳工チケット」実施の指導
- ・適切な換気の実施
- ・接触感染を避けるための手洗い等の衛生指導

6 その他

感染者・感染が疑われる者・マスク着用の有無による偏見や差別が起きないよう学校においては、適切な対応を実施していきます。ご家庭においても、お子さんをはじめご家族の方が、引き続き正しい知識・情報に基づいた行動をしていただきますようご協力をお願いいたします。

保健給食課

電話 0565-34-6663

学校教育課

電話 0565-34-6662